

回のフォローアップ委員会でも状況を聞かせていただいたが、関係者のご尽力により、前回の委員会の状況よりもさらに対応が進んだと考えている。当委員会としても、これまでと変わりなくフォローアップを続けていくという考えであるので、引き続きよろしく願います。

<豊島住民会議>

- （豊島住民会議）豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の先生方には、精力的に取り組んでいただき、心からお礼を申し上げます。

以下、本日のフォローアップ委員会で検討していただきたいことを申し上げます。

1、資料1、令和3年度の豊島廃棄物等撤去事業の概要について、4ページでは、本日のフォローアップ委員会で高度排水処理施設の操業を8月20日で停止することが審議されることになっているが、6ページでは、高度排水処理施設の撤去に関する実施計画の審議は、9月に開催される撤去等検討会で行われ、撤去工事の開始は10月以降になることから、地下水浄化対策が実施されている以上、高度排水処理施設を活用して地下水浄化を進めていただきたい。

2、資料7、地下水の環境基準以下への到達と達成マニュアルについて、観測点を4点に絞って地下水の環境基準以下への到達・達成を確認することについて、検討会での議論については承知しているが、住民会議としては、処分地全域全区画での地下水が環境基準以下に到達・達成したことを確認していただきたい。

3、資料8、排水基準達成後の処分地の地下水浄化対策の基本的な考え方については、第20回地下水・雨水等対策検討会の終了後の意見表明で、2ページの図1で地下水浄化に対する対応イメージが示されている。図の左端、排水基準の達成について、第19回地下水・雨水等対策検討会で、委員から、達成については認めるが、ホットスポット（以下、「HS」という。）対策は継続して積極的に地下水浄化を行うという条件が付けられた。図1に現在行われているHS対策の継続を分かるように書き込むべきである。

併せて、いつまでHS対策を継続するのか、遮水機能の解除との関係とHS対策の方法やモニタリングの方法について説明していただきたいという発言を行った。本日のフォローアップ委員会で検討いただき、説明していただきたい。

資料9-3-①、豊島廃棄物処理事業報告書（仮称）の目次案の修正について、我々廃棄物対策豊島住民会議の意見を酌み入れていただき、感謝する。

毎年、大規模な異常気象が起こり、思いもよらぬ新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの大変な状況ではあるが、どうぞよろしく願います。

- （委員長）指摘いただいた4点については、それぞれの箇所でお答えできるかというふうに思っているので、議事を進めさせていただく。

それでは、お手元に配布済みの次第に沿って、会議を進めていく。まず第1番目が令

和3年度の事業の概要の改訂についてである。どうぞ事務局、説明をお願いします。

V 審議・報告事項

1 令和3年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要：改訂（審議）【資料Ⅱ／1】

○（県）それでは、資料1、令和3年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要の改訂についてご説明申し上げます。これまでの実施状況を踏まえ、現時点の実施内容及び予定に、これまで提出してきたものを改訂するものとなっている。

まず、フォローアップ委員会での議事予定だが、こちらについて、文章とともに4ページ目にフォローアップ委員会の工程表を付けさせていただいている。3番目、地下水浄化の進捗管理と排水基準、環境基準の到達・達成状況の評価として、地下水検討会で対応している排水基準や環境基準の到達・達成の確認状況について評価をいただくようにする。上から4つ目のところになる。

それから、真ん中あたりに赤字でお示ししているが、遮水機能解除に係るガイドライン及びマニュアルの作成を追加させていただいている。資料5として後ほど準備しているが、撤去検討会から答申される標記ガイドライン・マニュアルについて審議し、決定・作成するものである。

その他、内容としては、これまで継続して実施してきている環境計測及び周辺環境モニタリングの結果についてご報告する。それと、ここに記載はないが、前回、3月のフォローアップ委員会です承いただいた藻場調査については、アマモ場の調査を今年の6月28日から30日の間で実施しており、次回フォローアップ委員会での結果をご報告させていただこうと思っている。

さらに、高度排水処理施設等の運転・管理を行い、処分地全域での地下水の排水基準の達成が確認・評価された後に導水を停止し、洗浄後に解体撤去の実施を予定するという形をとっている。

次は、2.2、地下水検討会での検討内容である。工程表が5ページに付けさせていただいている。

まず、真ん中あたりにあるが、豊島処分地の地下水浄化対策の実施であるが、局所的な汚染の対策を必要に応じて実施していく。この点は後ほど資料8で詳しくご説明したいと思う。これとともに、この効果を把握するための水質モニタリングを継続し、地下水検討会の指導・助言を受けていくような形をとっている。

それと、排水基準の到達及び達成の確認をしている。県はマニュアルに基づき地下水計測を行い、これを基に排水基準の到達・達成を申請し、検討会ではこれを審議いただいている。

それと、一番下から2番目になるが、本件処分地での水管理に関する検討を追加し、撤去工事の実施期間中及び実施後における雨水排水や地下水管理への対応等について

検討を今後行っていくこととしている。

続いて、次が撤去検討会での検討内容となる。工程表を6ページに付けさせていただいている。

まず、第Ⅱ期工事の実施計画等の検討では、1つ目に今年度上半期に実施する撤去工事の実施計画書等の審議、それと、排水基準達成後、令和3年度中に撤去する工事に関する基本計画書の審議を順次進めているという状況になるが、⑨番の遮水機能の解除関連工事については、技術的な検討を遮水機能解除工法ワーキンググループ(WG)で行い、遮水機能の解除工事に係るガイドライン及びマニュアルを検討会で策定させていただき、フォローアップ委員会に答申として出させていただき、後ほど資料5を準備しているので、こちらでご審議いただければと思う。

この工事については、当初、令和4年度としていたが、今回の遮水機能の解除が20年を経過した鋼矢板の引抜き等、特殊な条件下での試験的な要素の強い工事となるため、基本計画書等の審議を経たうえで今年度下期での早期の着手に変更させていただきたいと思っている。

それから、令和4年度に実施予定の工事に関する検討のうち、⑥-2専用栈橋の撤去工事については、令和4年度4月からの撤去工事の着手を予定しており、今年度中に基本計画書等の審議を終えるというふうに予定を変えさせていただきたいと思っている。

また、新たに、下から2つ目になるが、解体撤去物の搬出計画の策定を追加させていただいて、撤去工事に伴う解体撤去物の搬出にあたり、具体的な対応方法に関して搬出計画を策定していく。なお、この計画は撤去工事の進捗状況により、適宜、見直しを行っていきたいと思っている。

また、一番下になるが、撤去手順の見直しについては、遮水機能の解除関連の具体的な実施方法の検討結果及び撤去工事の進捗状況等の実情を踏まえ、第Ⅱ期工事の撤去手順の見直しを適宜行っていきたいと考えている。

○(委員長)冒頭の安岐さんのご質問の中で、この資料1に関しては、高度排水処理施設の解体撤去の話をどう考えているのかということが出てきていると思う。少し県のほうから追加で説明してくれないか。洗浄操作の話が詳しく説明されていないので、その旨、発言をお願いします。

○(県)高度排水処理施設の撤去については、現時点では10月中旬ごろを予定しているが、その前に洗浄作業をする必要があり、それに1カ月半ほどかかるので、9月から洗浄に入っていないといけないような状況である。スケジュールとしては、8月下旬には導水を停止するように、この工程表の中には記載させていただく。

また、導水停止については、重要な事項であるので、今回、フォローアップ委員会でも報告したうえで、導水を停止したいと考えているが、7月31日の19回の地下水検討

会で、8月20日に導水停止予定としていたが、降雨が少なかったことにより、原水調整槽に余裕ができたため、少し後ろに延長し、現在のところ、8月下旬ごろまで導水ができると思うので、稼働している間は、全力で浄化を続けていきたいと考えている。

- （委員長）それから、もう1点、藻場調査の話が、前回以降の間で調査を実施する内容について示されている。基本的には、遮水機能の解除前に実施する最後の藻場調査になるかと思っており、この記載の詳細が、修正を今回させてもらった資料には載っていないので、追加で会議後に修正バージョンを作りたいと思っているが。

これに関して、門谷先生。時期的には6月の終わりに実施しているので、遮水機能の解除をした後の調査もそれぐらいの時期にはやる必要があるのかなと思っているが、何かコメントがあれば、お願いしたいと思うが。

- （委員）そのとおりである。今までの調査実施例、その時期との整合性を大事にしなければいけないので、ぴったり同じではないが、ほぼアマモの生育の季節変化、生活史から考えたら妥当な時期設定になっていると思っている。今、委員長がおっしゃったように、引抜き後についても同じように6月末から7月にかけて実施できれば、きちんとした比較ができて、正しい評価ができるのではないかと期待している。

- （委員長）それから、地下水検討会のほうでの水管理に関する検討、これは今までほとんど手を着けていないが、これも9月以降やっていただきたい。それから、解体撤去物の運搬計画は、撤去検討会のほうだが、これについても検討を始めるということで、ここには記載している。

以上であるが、委員の先生方からご発言があったら。

- （委員）永田委員長に言われたことに絡むのかもしれないが、5ページのところで、地下水検討会の予定が書いてある。一番上の欄だが、到達・達成の確認のために必要に応じて追加開催するというので、必要に応じてというのは何でもできるのかもしれないが、たぶん、9月からと一応予定を書いてある、貯留トレンチ等を活用した揚水浄化をどういうふうに行っていくかというのは、高度排水処理施設がなくなってしまう、そこにもう水を持っていけない、では、どうするのかというところについては、まだ検討できていない。検討して案を出してくれというふうには検討会でたびたび申し上げているが、まだ出てきていないので、それを9月早々にでもやらないとしょうがないのではないかと。そうしないと、ここで止まってしまうという話なので、これはあまり現実的ではないということである。

それと、たぶん、その後も、結構細かく見ていかないといけないので、そこは必要に応じて追加するというのでいいかと思うが、たぶん、特に遮水機能の解除した後、ど

う変化していくかとか、対策をやめた後どう変化していくかというところを随時見ていかなければいけないので、これは正式な検討会にするかどうかはともかくとして、もっとスケジュールは詰まるのだろうかと考えているということを申し上げておきたい。

○（委員長）少し確認だが、今お話しになったところだと、直近では9月が入っていないのだが、9月にはやる必要があるだろうというご指摘であるか。

○（委員）もうやらないと、9月から動けない。このままでいくと。

○（委員長）そうである。そして、9月に入れていただいたときに、それ以降の検討会の開催予定等についてもご議論していただけるか。

○（委員）そのようにしたいと思う。

○（委員長）分かった。

○（委員）もう1つは、3ページの撤去検討会の中だが、地下水浄化の観点からいくと、観測井の撤去というのはどういう計画になっているかというのは、ものすごく効いてくる。少しそのところは、地下水検討会としては、できるだけ観測井を残しておかないと、そこは地下水の状況が見えないよということになってしまうので、そのところをどういうふうにしていくのかというのを少し明確にさせていただいて、我々も意見を言いたいなと思っているので。

たかが観測井戸1本じゃないかという話だが、それをまたもう1回つくってそこを測るとするのは非常に大変なので、そのへんのところ、明確に計画を出していただいて、我々の意見も聞いていただければと考えている。

○（委員長）はい。少しどっちが先になるのか分からないが、5ページ目の地下水検討会の表があるが、その上から5番目のところに、地下水浄化の観点からの撤去工事の検討というのが入っている。

○（委員）はい。

○（委員長）であるから、そちらでもどういう状況にしておかなければいけないかということを示していただければ、撤去検討会のほうでそれを押さえたうえで検討させてもらうので。

- （委員）分かった。
- （委員長）こちらから素案を出すのは、少しなかなか、この件に関しては難しいので。
- （委員）次回、9月にできればやりたいと思っているところで、議論させていただく。
- （委員長）分かった。中杉先生、それでよろしいか。
- （委員）私はそれで結構である。
- （委員長）分かった。ほかの委員の方からは、いかがか。
今年度の中間地点で変更させていただいて、あと、一応予定では先ほどの表にもあるように、2月か3月ぐらいにこのフォローアップ委員会が開催されるので、それまでの間、原則、変更は利かないということになるので、今回、改訂させていただく。
よろしいか。それでは次に移らせていただく。議題の2番目、進捗状況である。これは（1）から（3）までまとめて説明していただいた後、議論したいと思う。どうぞ。

2 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況

(1) 令和3年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況（報告）【資料Ⅱ／2－1】

- （県）資料2、今年度のこの事業の進捗状況についてご報告をさせていただく。

まず、地下水検討会での検討内容となる。こちらでは、区画ごと、局所的な汚染源への集中的な対策に対して、検討会の指導・助言をいただき実施している。

次に、排水基準の到達及び達成の確認については、第17回から第19回の地下水検討会で確認をいただいている。後ほど、資料6で報告させていただく。フォローアップ委員会にこちらの結果を報告し、了承いただければ、排水処理施設の導水を停止し、洗浄作業を行ったうえで解体撤去工事に着手していく。また、このことに併せ、19回、20回の検討会では、排水基準達成後の地下水浄化対策の取り扱いについて審議し、まとめている。後ほど資料8で内容をご説明する。

続いて、環境基準の到達及び達成の確認に関するマニュアルについて審議・了承されている。後ほど資料7で説明させていただく。

次のページに移るが、今後の本件処分地での水管理の検討という形で、撤去工事の実施期間中及び実施後における雨水排水や地下水管理への対応等について検討を行い、これを審議いただく予定としている。

続いて2.2、こちらは撤去検討会での検討内容となる。

第Ⅱ期工事等の実施計画等の検討では、予定していた上半期に実施する撤去工事の

実施計画書及び排水基準達成後、令和3年度に撤去する工事に関する基本計画書の審議を進めていただいている。さらに、専用栈橋からの搬出用ベルトコンベアについて、基本計画書等の審議をいただき、3年度中に実施したいと考えている。

また、遮水機能の解除関連工事については、遮水機能の解除工事に係るガイドライン及びマニュアルについて検討会で審議いただいたうえで、こちらについては、基本計画書の審議を経たうえで令和3年度下期にも、早期に着手したいと考えている。

令和4年度に実施予定の工事に関する検討のうち、豊島の専用栈橋については、4月当初から撤去工事の着手を予定しており、今年度中に基本計画書等を審議いただこうと考えている。

また、新たに解体撤去物の搬出計画の策定を追加し、具体的な搬出の計画を審議いただき策定していきたいと思う。なお、この計画については、撤去工事の進捗状況により、適宜、見直しを行っていく。

また、第Ⅱ期工事の撤去手順の見直しについては、これまでのところは当初の予定から変更なかったのだが、今後、実施状況が変わっていくので、判明している変更等に伴う見直しを、次回検討会でお願いしようと考えている。

【2-1から2-3は一括して議論】

(2) 豊島処分地の地下水浄化対策等の状況(その5)(報告)【資料Ⅱ/2-2】

○(県) 続いて、資料2-2になるが、豊島処分地の地下水浄化対策等の状況、こちらはその5という形になる。これまで地下水検討会の指導・助言を得ながら、区画毎の浄化対策、局所的な汚染源への集中的な対策を行ってきており、局所的な汚染源対策を含めた区画・区域での地下水浄化対策の内容と現状等を文書で起こすとともに、表1のほうにまとめている。また、表2に地下水のモニタリング調査の状況をお示ししている。

なお、資料6でもご報告するが、全ての区画・区域において、「処分地全域での地下水における排水基準の到達及び達成の確認マニュアル」に基づいて、排水基準の到達・達成の確認が承認されている。

表1をご確認いただければと思うが、こちらに局所的な汚染源での対策を含む地下水浄化対策等の実施状況をまとめてお示ししている。これまでに各区域・区画で行ってきた浄化対策を記載するとともに、そこを「これまでの対策の経緯」でまとめている。

例えば、区画②であれば、区画対策は特に実施しておらず、HS-②対策として、化学処理を実施後、観測井からの揚水浄化を実施しているという経緯が分かるかと思う。そのうえで、第17回検討会で排水基準の到達が承認され、第18回検討会で達成を承認している。他の区域・区画についても、それぞれ記載を続けている。

今後の区画・区域ごとの地下水浄化対策の予定であるが、排水基準の達成後の地下水浄化対策について、第19回、20回の検討会で審議され、後ほど資料8を準備しているので、ご審議いただければと思う。

【2-1から2-3は一括して議論】

(3) 豊島事業関連施設の撤去等の状況（その5）（報告）【資料Ⅱ／2-3】

○（県）次に資料2-3のほうに移らせていただく。2-3は、豊島事業関連施設の撤去等の状況になる。

まず、今年度上期から工事の実施が可能な沈砂池等と上流側の排水路の撤去工事については、表1のとおり、基本計画書、実施計画書についての審議が行われ、審議・了承され、工事を実施しているという状況になっている。

2ページ、次が排水基準達成後、今年度に撤去を行う集水井、高度排水処理施設及び関連施設、簡易地下水処理施設、西井戸、高度排水周辺の処分地内道路について、表2のとおり、基本計画書の審議・了承を得ている。今後、そこにあるが、実施事業者が決定し、実施計画書を次回以降の撤去検討会で審議いただいた後、工事を実施していく予定としている。

また、2ページの真ん中どころから書いているが、今後、今年度に実施予定であるベルトコンベアの撤去について、基本計画書等の審議をいただくことと、遮水機能の解除工事に係るガイドライン及びマニュアルについて審議いただいたうえで、基本計画書等の審議を経たうえで、令和3年度下期にも、早期に着手できるよう手続きを行いたいと思っている。

また、先ほども申したが、令和4年度に実施予定である専用栈橋の撤去については、4年度4月から撤去工事の着手を予定しており、今年度中に基本計画書等の審議を終えたいと思っている。

また、こちらも最後になるが、撤去手順の見直しについては、これまで当初の予定から変更はなかった状況ではあるが、今後、今のところ判明している変更点があるので、そちらの見直しを次回の検討会でお願いしたいと思っている。

【2-1から2-3は一括して議論】

○（委員長）少し確認だが、先ほど高度排水処理施設、あるいは簡易排水処理施設の解体撤去の話が出てきたが、基本的にそれをいつから開始するか、あるいは洗浄工程をどうするかという話を含めて、今回ここで了承していただくというのがこの1ページ目のところで、洗浄したうえで解体に着手する、なお、承認されているが、実態として、これを審議いただいて実際の工事に着手するのは、ここでご了承いただく必要があるというふうに認識しておいていいか。香川県のほうは。

○（県）はい、そのとおりである。

○（委員長）はい。それで、それをやるのは、これっきりのか。この資料の部分。ほ

かにあるか。

- （県）高度排水処理施設の撤去に関しては、記載はこちらのみになる。
- （委員長）高度排水処理施設、簡易排水処理施設、両方。
- （県）両方である。
- （委員長）ということを入れていただきながら、ご質問、ご意見等があれば、お願いしたいと思う。
洗浄操業に関する規定、手順というのは、既に撤去検討会のほうで定められたものが存在しており、これは皆さんのほうにお渡ししてあるかと思う。その旨、付け加えておく。
先ほど話があったように、洗浄工程をいつからかという話は、今、溜まっている水がどれぐらいの量あるかによって変化してしまうということで、この間の降雨では、あるいは今、現時点でも雨が心配されるのかもしれないが、状況はどうなっているのか。
- （県）先日からの雨、香川県においては、中四国の各県よりは降雨量がそれほどなかったもので、今のところ8月下旬ということで、スケジュール的にはいけると考えている。
- （委員長）ああ、そうか。分かった。
あとはいかがか。こういう予定で進めさせていただいてよろしいということで、ご了解いただけるか。
- （委員）地下水検討会としては、できるだけ遅くというのはあるけども、それはもうないものねだりということで、撤去検討会で検討されたスケジュールに従って、こちらは合わせて考えていくしかないなと思っている。
- （委員長）スケジュール自体は、我々が検討したというよりも、今の洗浄工程をいつから始めるとか何とかというのは、現場で調整しながら対応していくということになるので。
- （委員）はい。
- （委員長）それでは、これでご了承いただいたということで、2番目の議題は終了させていただきます。

次に、議題の3番目、これは報告事項になるかと思うが、17回から20回までの地下水検討会の審議概要について、説明をどうぞ。

3 第17回、第18回、第19回及び第20回の豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の審議概要（報告）【資料Ⅱ／3】

○（県）では、続いて、資料3、標題にもあるとおり、地下水検討会、17回、18回、19回及び20回の検討会の審議概要になる。こちらをご報告するものである。

まず、第17回、18回、19回の3回の検討会については、各回までの処分地での地下水の状況を報告したうえで、区画毎及び局所的な汚染源でのモニタリング結果を基に、今後の進め方について、17、18、19回をとおして様々なご意見を頂戴し、その後の実施に反映していつている。

また、第17回検討会においては、3ページ、排水基準の到達及び達成の確認における区域の設定について審議をいただいている。局所的な汚染源を中心とした地下水汚染の広がりやを考慮して、処分地全域を9つの区域と区画に整理することとして了承を得ている。

併せて、この区分けした区域・区画のうち、7つの区域・区画において排水基準の到達の申請を行った。そこに、委員からの主な意見にも書いているが、D測線西側については、排水基準に到達したとは判断できない、もう少し浄化対策を継続する必要があるという形でご意見を頂戴し、D測線西側を除く6区域・区画で排水基準の到達の確認が承認されている。

次に、第18回では、5ページ、3つの区域・区画の排水基準の到達を申請し、浄化対策を継続するという意見が付されたうえで、到達が承認され、達成のモニタリングを開始することとなっている。

また、既に到達が承認されていた区域・区画のうち、4区域・区画において排水基準の達成の確認の申請を行い、それが承認された。達成が確認されていく中で、達成後の地下水浄化対策の取り扱いについて整理するよう、こちらのほうでも意見があったところである。

続いて、第19回検討会では、7ページ、排水基準の達成後の地下水浄化対策の取り扱いとして、達成後の地下水浄化対策の対応方針やHSにおける地下水浄化対策案について審議され、対応案について、次回も継続して審議することとされている。

また、残っていた5区域・区画についての排水基準の達成の確認の申請を行い、一定の条件を付したうえで、達成の確認が承認された。排水基準の到達・達成については、後ほど資料6でご説明したいと思っている。

第20回検討会においては、環境基準の到達及び達成を確認する地下水計測点及び計測値の評価方法等について審議いただき、委員からの意見を踏まえて、説明資料を一部修正して、マニュアルとしてフォローアップ委員会に提出することとした。こちらは、

資料7で審議いただきたいと思っている。

また、19回に引き続いて、排水基準の達成後の地下水浄化対策や地下水計測についてご審議いただいている。委員から様々な意見があったところであり、特に、追加的浄化対策を整地前までとするかどうかについては、フォローアップ委員会で議論する必要があるという意見もあったことから、具体的な自然浄化対策や追加的浄化対策の実施期限について検討するなどの意見を付したうえで、一部修正してフォローアップ委員会に提出することとした。こちらは、後ほど資料8でご審議いただきたいと思っている。

- (委員長) それでは、座長の中杉先生、何かコメントがあったら、お願いしたいと思う。
- (委員) 概ねこれで結構だと思うが。後で、資料8のほうで議論していただくことになるのだが、最後の部分、整地前にするか、その後もやるかという図のところは、地下水検討会で判断が少しできないため、フォローアップ委員会のほうで判断していただいて、その判断に従って地下水検討会で判断をしていこうということで、今回、審議をお願いするということである。
- (委員長) 分かった。それでは、委員の皆様、ご意見、ご質問等があれば、お願いしたいと思う。よろしいか。
- (委員) 細かいところだが、7ページの4ポツの委員からの主な意見の最初の丸の2行目は、何を言っているのか、間違っている。少しこれは修正をいただければと思う。
- (委員長) 分かった。排水基準を下回ることが確認され、何と書いてあるのか。
- (県) これは、失礼した。揚水対策の間違いである。
- (委員長) 「容しい」か。分かった。直しておくように。
- (県) 失礼した。
- (委員) 私が確認すべき立場なので、そちらでやればよかったのだが。
- (委員長) 修正バージョンで、はい、分かった。
では、よろしいか。それでは、続いて撤去検討会のほうの報告をお願いする。

4 第10回、第11回豊島事業関連施設の撤去等検討会の審議概要(報告)【資料Ⅱ/4】

○(県)では、続いて、撤去検討会での審議概要、こちらは第10回と11回のものとなっている。

それに付け加え、実は、この撤去検討会の下に、遮水機能の解除に係る工法等の検討WGで、3回審議を行っているが、こちらの審議概要も別添1で付けさせていただいている。そちらも合わせてご説明させていただく。

まず、第10回撤去検討会になるが、第11回フォローアップ委員会での決定事項として、令和3年度事業の概要と、環境計測及び周辺環境モニタリングの実施方針について報告し、令和3年度に実施あるいは検討する撤去工事等の実施状況及び予定についてご報告をした。

また、第1回遮水機能解除工法検討WGの検討状況と今後の予定について併せてご報告し、その際、遮水壁に変状は見られないが、笠コンクリートの1箇所にはひび割れが見られたため、この部分の解除は最後にしたいという委員からの意見をいただいたところである。

令和3年度上期から撤去工事が可能な施設の撤去に関する基本計画書について、審議・了承を得るとともに、各種ガイドライン及びマニュアルの改訂について第10回で審議と了承を得ている。こちらについては、別紙2のほうに改訂したガイドライン及びマニュアルを添付させていただいている。そちらを確認していただければと思うが、第Ⅱ期の撤去工事のうち、専用栈橋の撤去工事では海上での作業が発生することから、海上での作業に伴う、第Ⅱ期工事等における作業従事者の安全確保ガイドライン及びそのマニュアル、同じく第Ⅱ期工事等における解体撤去時における環境保全対策マニュアル、第Ⅱ期工事等における施設の撤去等に係る環境計測マニュアル、こちらの海上での作業に該当するような箇所を改訂したものである。

次に、第11回撤去検討会だが、まず、遮水機能解除工法検討WG、こちらは今年4月から3回、現地視察も含めて開催しているが、こちらの答申について審議・了承を得ている。

ここで別紙1の、この遮水機能解除工法検討WGの審議概要をご覧いただければと思う。

まず、第1回のWGでは、現地視察も行いながら、遮水機能の解除に関する課題や配慮事項を再度確認している。

第2回のWGでは、遮水機能解除の工法の検討に必要な現場条件として、現場での測定結果や既往調査に基づく条件整理の結果を報告している。また、引抜き工法や補助工法について整理するとともに、施工手順について検討をいただいている。

第3回のWGでは、引抜き工法として油圧式のバイプロハンマによる引抜きが余力を有するため望ましいとされ、併せて引抜き時の留意事項を作成した。また、引抜き不可の判断における現場での確認方法等についてもご報告をしている。

ここまでの3回のWGの結果、撤去検討会への答申案として、「遮水壁及び新設鋼矢板の引抜き工法の整理」及び「引抜き・削孔併用案における施工手順」の案を取りまとめて答申している。

このWGからの答申を基にし、遮水機能の解除工事に係るガイドライン及びマニュアルについて撤去検討会の審議・了承を得ている。次の資料5で審議していただく予定としている。

また、今年度上期に撤去工事を実施する各施設については実施計画書を、排水基準達成後に実施する各施設については基本計画書について、審議・了承を得てきている。

- (委員長) 基本的には、昨年度末に今年度何をやるかということを決めさせていただき、それに沿った形で進めている。若干、変更した点、追加した点等もあるが、だいたい予定どおり進んでいるかなと思う。

特に、WGとして発足し、精力的に検討していただいた、遮水機能の解除の検討である。結論の報告書も頂戴し、それをベースにしたガイドライン・マニュアルも作成することができた。というのが審議概要に対する座長としてのコメントである。

WGの座長をお務めいただいた松島先生、何かあればお願いしたいと思うが、いかがか。

- (委員) 今回の遮水機能の解除のための遮水壁解除で一番難しい問題は、やはり今までやったことがないことをやるということで、いろいろ考え、一番弱いところが継手部で、引っ張ったときに、その引っ張ったところがちぎれないようにということで、油圧電動バイブレーターによって砂地盤を液状化することで稠度を落として、継手部が壊れないように引抜けるということを考えていた。

問題点は、いろいろと不確実性がある点があるので、工期を少したくさんいただきたいと思って、去年、前回話したときに、来年の4月から着工という話だったのだが、先ほど見せていただいたように、12月ぐらいから着工するようなことをできるようにやっていきたいと考えている。

- (委員長) 報告書については、今回ここには掲載していないが、既に皆さんのお手元には渡っているかと思う。どうしてこういう工法を選んだのかということに関し、定量的なデータを含めて検討いただいている。ぜひお目通しいただければと思っている。

はい、いかがか。ご意見、ご質問等あれば、お願いしたいと思う。

少しこの時点で前倒しの工事を認めていただくかという話であったが、これは、後で遮水機能の解除のガイドライン・マニュアルを見ていただいたうえでご了承いただければありがたいと思っているので、次の事項でさせていただければと思う。

それでは、よろしいか。撤去検討会の報告はこれで終わりにさせていただきます。

続いて、議事の5番目になるか。遮水機能の解除工事に係るガイドライン及びマニュアルの作成についてということで、事務局のほうからまず説明してもらおう。どうぞ。

5 遮水機能の解除工事に係るガイドライン及びマニュアルの作成（審議）【資料Ⅱ／5】

○（県）続いて、資料5、遮水機能の解除に係るガイドライン及びマニュアルの作成である。遮水機能の解除方法については、遮水機能解除工法検討WGでの検討結果を取りまとめ、第11回撤去検討会に答申し、検討会では、この答申を基に作成した「遮水機能の解除に係るガイドライン（案）」及び「遮水機能の解除工事マニュアルの作成（案）」が承認されたところである。そちらを別紙1、別紙2としてお付けしているので、こちらをご確認いただきながら、説明を聞いていただければと思う。

まず別紙1、「遮水機能の解除工事に係るガイドライン」をご確認いただければと思う。

第1のところから、ガイドラインの位置付けとして、本ガイドラインは、遮水機能の解除に係る工法及び実施手順についての技術的指針を取りまとめたもの。本ガイドラインを基に「遮水機能の解除工事マニュアル」が整備され、遮水機能の解除工事が行われるものとする。

次に第2、ガイドラインの概要では、遮水機能の解除は「引抜き・削孔併用工法」により行うものとされ、この実施にあたり講ずべき基本的な実施手順をお示ししていく。

第3として、第Ⅱ期工事との関係の整理をし、まず、遮水機能の解除工事は、第8回撤去検討会で定められた「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針」並びに第9回撤去検討会で定められた同基本計画に準拠して実施していく。

本工事は第Ⅱ期工事には該当しないが、第Ⅱ期工事に関して定められた各種ガイドライン・マニュアルに準拠して実施していく。

解説のほうになるが、1ページ下側の①から、2ページの真ん中やや下あたりまで、①から③まで、こちらのガイドライン・マニュアルに記載しているが、こちらを準拠して実施していく。

続いて、第4、引抜き・削孔併用の各工法。まず、遮水機能解除工法検討WGの検討結果に基づき、鋼矢板の引抜きは、油圧式パイプロハンマ工法により行う。引抜き不可の鋼矢板が生じた場合は、水収支モデルでのシミュレーション計算を行い、削孔の必要性を検討する。鋼矢板の削孔は、TP-3mより上部を鋼矢板面積に対して1%の割合で実施していく。

次に、第5として基本的な実施手順。「引抜き・削孔併用工法」による遮水機能の解除工事は、以下の手順で実施するものとする。

①まず、引抜きを東西両端部の鋼矢板から開始する。②引抜くことができない鋼矢板については、施工時の工夫、これは補助工法を含むが、こちらを行い、再度、引抜きを

行う。③②を行ったうえで引抜くことができないと判断した鋼矢板について、取りあえずそのまま残し、次の鋼矢板の引抜きを行う。④全鋼矢板について引抜きを試みた後、引抜き不可の判断をした鋼矢板が存在する状態で、水収支モデルによるシミュレーション計算により、地下水の水位上昇及び地下水の浄化を勘案したうえで必要と認める場合には、当該鋼矢板に対して削孔を行っていく。

ここで、解説に記載しているが、こういった手順により実施し、施工時の工夫によっても引抜き不可の鋼矢板はそのまま残し、全ての鋼矢板の引抜きを実施していく。引抜き不可の鋼矢板の確認は、撤去検討会委員の専門家が行う。県は、可能な限り多くの鋼矢板が引抜きできるように努める。

引抜き不可の鋼矢板が生じた場合は、水収支モデルを用いて地下水位の上昇や、地下水浄化の視点ならびに豪雨時等に遮水壁がない状態と比較して、処分地内の撤去事業に関する作業に対し、大きな支障が生じないことを確認・検討し、撤去検討会で削孔実施の判断を行っていく。

豊島の遮水壁のように、止水材が塗布され、打設後約20年が経過しているといった特殊な条件の鋼矢板に関し、その引抜き工事の実施例はほとんどなく、工法の詳細や実施条件等の情報が不足している。従って、今回のデータは保存・解析し、公開するとともに、初期の引抜き不可の鋼矢板の発生時には撤去検討会委員の専門家の立会を実施することや、それが多数に上る場合には撤去検討会で対応を協議するなどのきめ細やかな対応を取るものとする。この詳細については、「遮水機能の解除工事マニュアル」に記述している。

最後に第6として、工事完了の判断として、県が本工事の終了と判断した場合、撤去検討会委員あるいは技術アドバイザーによる現地での視察・確認を受け、承認されたことをもって完了とする。その際、豊島住民会議も同行すると定めている。

次に、別紙2に移らせていただくが、こちらが先ほどのガイドラインを受けての解除工事マニュアルになる。

第1、マニュアルの主旨として、本マニュアルは、遮水機能の解除工事に係る施工手順ならびにそれに関する留意事項等について定めたものとしている。

第2、マニュアルの概要だが、本マニュアルでは、「引抜き・削孔併用工法」の具体的な工程や、工程ごとの留意事項を定めている。具体的には、できるだけ多くの鋼矢板を引き抜くための補助工法も含む施工時の工夫や、専門家の関与、削孔の必要性の整理や工法について定めている。

別紙2の2ページ、第3、遮水機能の解除工事に係る施工手順として、図1に施工フローをお示ししている。このフローをご覧になりながら解説のほうも見ていただくという形になるが、まず、①番目として事前準備を行う。これは図2に事前準備のイメージとして書いているが、こちらをご覧になりながらお聞きいただければと思う。

北海岸土堰堤部、上部のアスファルト舗装等を撤去し、鋼矢板の背面、海側になるが、

イメージでは緑色で着色しているところになるが、こちらをT P 3 mまで土壌を掘削していく。引抜き工事の実施に支障となる北揚水井やトレンチドレーン、図2であれば、灰色で着色している部分があるかと思うが、こちらを事前に撤去して埋戻しをしておく。その上で、引抜きに必要なチャック長さ、掴み代を残して、遮水壁を切断・除去しておく。

その後、図3に引抜き時のイメージを付けているが、②引抜きの実施を行う。油圧式バイブロハンマを用いて、図3のとおり、これを東西両端部から引抜きを実施していく。なお、鋼矢板の引抜きにあたっては、作業の安全性の確保や鋼矢板への悪影響、悪影響というのは、過度な力を加えることによる歪みが発生したり、亀裂して破断したりということで、こういったことの防止のため、留意事項を定めている。

留意事項は3ページの解説②に記載しているが、鋼矢板板引抜き時の留意事項ということで、図5を参照していただきながらになるが、まず、(1) 引抜き部の鋼矢板耐力以下の引抜き力で引抜いていく。それと、(2) 鋼矢板引抜き時には実績引抜き力を測定・記録、こちらは別紙を最後のところに付けているが、各鋼矢板を抜くにあたっては、こちらのようによく引抜きの力等を記録しておいて、それ以降の引抜き力を推定すること。また、鋼矢板に必要以上の引抜き力がかからないようにして施工することというふうに、留意事項を定めている。

これで引抜きを実施し、引抜けた場合は次の鋼矢板の引抜きに移行していくわけだが、引抜けない場合、ここで③県の職員による確認を行う。鋼矢板が引抜けない場合、県の職員は引抜き記録を確認する。先ほどの記録になるが、それを確認する。鋼矢板が破断しない範囲での最大引抜き力を加えても鋼矢板が引き上がらないことを原則、目視観察で確認する。そして、施工時の工夫、補助工法を含むが、こちらに移る判断を行っていく。

その確認が終わって、次に④番目になるが、施工時の工夫（補助工法を含む）を実施していく。こちらは図4にイメージとしてお示ししている。

1つ目として、事前押し込みによる継手の縁切りを実施していく。こちらは、バイブロハンマであればできる手法となっている。2つ目に、引抜き済み側から掘削を行い、T P 0 mまで掘削を進める。それが図4の緑色で色付けしたところになる。3つ目として、露出した隣接する鋼矢板との継手部を切断し、それで再度、引抜きを実施していく。継手部の抵抗が大きく、2枚同時に引き上がる場合は、アタッチメントを取替えて2枚同時の引抜きを行っていく。

これらを実施し、引抜けた場合は次の鋼矢板の引抜きに移行するが、ここでも引抜けない場合、また⑤県の職員による確認を行う。施工時の工夫を行ったうえでも引抜けない場合、県の職員は引抜き記録を確認する。再度、鋼矢板が破断しない範囲での最大引抜き力を加えた状態で10分継続しても鋼矢板が引き上がらないことを原則、目視観察で確認した場合、引抜き不可と判断していく。この状況は映像で記録を残すようにして

いる。

以上の対応によっても引抜き不可となった鋼矢板はそのまま残し、次の鋼矢板の引抜きに移行していく。

次の鋼矢板の引抜きに移行して、これが⑥番になるが、引抜き不可の場合、隣接する鋼矢板の引抜きに移行するが、この際には両端部が継手で接合されているが、そのまま対応していく。当該鋼矢板が引抜けた場合、再度、手前の引抜き不可の鋼矢板の引抜きを試みる。これによっても引抜き不可の鋼矢板は存置する。再引き抜き等の状況は映像で記録をしていく。東西両端部から引抜きを実施し、全ての鋼矢板に対して以上の対応を実施していく。

⑦番目に専門家による引抜き不可の確認であるが、上記の対応後に引抜き不可の鋼矢板が生じた場合、専門家はその状況を映像及び数値データ等により確認をする。加えて、必要なら現地に出向いて引抜き不可の再確認を行っていただく。なお、上述した映像及び数値データ等は豊島住民会議とも共有し、また専門家の現地確認は豊島住民会議の同行のうえで実施していく。

今回取り扱う、止水材が塗布され、かつ約20年を経過した鋼矢板の引抜きについては、これまでの実施例がほとんどなく、適用工法の詳細や数値条件等の資料が見当たらない状況となっている。従って、今回の引抜き工法は試験的要素が強く、得られた映像や数値データ等を解析し、公開するとともに、実施にあたっては以下のようなきめ細かな対応を実施したいと考えている。

そこにあるが、まず1つ目として、最初に引抜けないという形で県の職員による確認の事態が生じた場合には、遮水機能の解除に係る工法等の検討WGの委員に連絡し、WG座長立会のうえでその確認を行っていく。その後、WG座長の立会の下で先ほどの施工時の工夫、こちらから次に移って、専門家による引抜き不可の確認をしていただくまでの対応を実施してまいりたいと思っている。その際、同座長から指導・助言を受けたと思う。

以上の全ての対応は、豊島住民会議の同席の下で行っていく。2回目以降に上述の事態が発生した場合には、それへの対処の前にWG委員並びに豊島住民会議に連絡をしていく。対処にあたっては、初回のWG座長の指導を活かすとともに、要請があれば、WG委員の立会並びに豊島住民会議の同席に対応していく。

また、存置された鋼矢板が5枚に達した場合、撤去検討会座長に報告するとともに、撤去検討会の招集・開催を含め、今後の対応を協議していく。

⑧番目に、残るということが確認された後になるが、水収支モデルによる削孔の必要性の判断を行っていく。全ての鋼矢板の引抜き実施後に引抜き不可の鋼矢板が生じた場合は、水収支モデルを用いて、削孔の必要性を判断していく。

具体的には水収支モデルによるシミュレーション計算において、遮水壁がない場合と比較したときの遮水壁付近の水位上昇の最大差が20cm未満となることを目安と

する。これ未満となる場合には、削孔を行わないものとする。

⑨削孔の実施になるが、存置された鋼矢板の削孔は、T P - 3 mより上部を削孔するようになる。工法としては、ページの5ページ、少し図の名称が次の6ページに飛んでおり、見にくくて申し訳ないのだが、図6、ここでいう左側の図になるが、こちらが仮設矢板を設置しての人力削孔、図7が右側になるが、ボーリングマシンによる機械削孔の2案を準備している。東西両端部の遮水壁が浅い箇所などを削孔するにあたっては、仮設鋼矢板による土留めの安全性が担保できないというふうになるので、図7、ここでいう右側の絵にあるように、ボーリング削孔を行っていく。その他の部分については、左側、図6の人力削孔を行っていく。

次のページ、第4、引抜き工法で使用する機材の選定等である。鋼矢板の引抜きに使用する油圧式パイプロハンマは、想定される引抜抵抗以上以上の起振力を有する機材とする。施工にあたっては、鋼矢板強度の制約条件未満の起振力で引抜くものとする。重機等には排ガス規制対応型で低騒音型・低振動型のものを使用することを原則とする。

第5、解体・分別の方法であるが、こちらの解体・分別については、第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別マニュアルに示している、「設備等の分別の判断基準」に従い、それぞれの対象ごとに秤量して、記録を残していく。

また、第6、工事完了の判断であるが、施工手順に従い、鋼矢板の引抜きや必要な削孔を行ったうえで本工事を終了とする。県は本工事の終了後、速やかに撤去検討会座長に連絡を行い、撤去検討会委員あるいは技術アドバイザーによる現地での視察・確認を受け、承認されたことをもって完了とする。なお、その際の現地での視察・確認は、豊島住民会議の同行の下で行っていく。

以上のように規定させていただいている。

資料5の1ページ目に戻り、今後の対応を記載しているが、このガイドライン及びマニュアルについて了承を得られれば、次回の撤去検討会で、この遮水機能解除の基本計画書の審議をいただき、その後、実施計画書の審議により了承を得られれば、本年度中に遮水機能の解除工事に着手する予定としている。

- （委員長）少し資料で修正箇所が、4ページ目の一番上の施工時の工夫、③になっているかと思うが、これは④の誤り。
- （県）失礼した。④の誤りである。
- （委員長）それから、さっきの図題の位置がずれてしまっていて見にくいのも、修正としてきちんとしておきたいと思うので、対応する。
それから、鏡の文章の中で、これが了承されれば本年中に遮水機能の撤去工事に着手する。撤去工事という言葉でよかったのか。何か言葉が、遮水機能の撤去工事というの

は、言葉としておかしいなと思うが。

○（県）遮水機能の解除工事に修正させていただく。

○（委員長）解除工事。ああ、そうか。ここもそれでは、そうさせていただく。これも今回ご審議いただく内容だろうと思っているので、その点は。

それからもう1点、少しあらかじめ説明しておいていただきたいのだが、5ページ目の水収支モデルで削孔の必要性を判断するところの目安になる水位上昇は、最大20cm未満と書かれているのだが、この根拠になったところを少し皆さんにご紹介していただけるか。事務局どうぞ。

○（県）事務局であるが、こちらのほう、当初、削孔案のみで穴を開けるだけという形での遮水機能の解除を考えてシミュレーションを行った場合、今回、行っているTP-3mまでで1%の面積割合になるように削孔していった場合に、その際に地下水の上昇率で一番大きかったところが、最大20cmというところになっているので、それに合わせて今回の残った、もし残るとしても、残った鋼矢板の削孔について、シミュレーション結果が20cm未満となれば、同様の効果が表れたものとして考えていきたいと思っている。

○（委員長）少しそれだけでは不十分で。20cmぐらい上昇した分には、その中で行っている工事だとか、そういうところにも支障はないということは言えているのだろう。

○（県）それは言える。

○（委員長）はい。以上だが、まず、このベースとなった検討は、WGでお願いしていたので、松島先生のほうから何かコメントがあればお願いしたいと思うが。

○（委員）今回ここで新しく考えたことは、情報化施工みたいな話である。よく分からないことばかりなので、やはり実際に引抜いて、そのデータの逆算から土の強度を求めて、次を予測して、あまり無茶な引抜きをして、変な施工をしないようにということに注意を置いている。ある程度の荷重の予測をした値になって、うまくいかなかった場合には、少し現地に行って、どういう状況か判断して協議をしていきたいというのがあって、こういうやり方を考えている。

基本的にはそういうふうになれば、ある程度、定量的に把握をして施工ができるのではないかと。もしうまくいかなかった場合も、判断がしやすいのではないかとということで、とにかく初めの施工のときは、駄目だった場合、私が行くという形になっているが、

初めの施工のときには、何回か、あらかじめ行きたいと思う。幸い、私は高松にいますので、そういうことをやっていきたいと思うので、よろしくお願いします。

- （委員長）よろしくお願いします。それでは、いかがか。ご質問、ご意見等があったら、お願いしたいと思う。
少し私のほうからあれだが、遮水機能の解除工事は、本年度中に開始して、いつごろまでかかる、工期的にはどのくらいを見込んでいるのか。事務局のほう、何か考えは。
- （県）今、引いているスケジュール的に、12月から先ほど来、お話があるが、そのころから引抜き始めることができれば、3月いっぱいまでで引抜くことが可能かと思っている。
- （委員長）門谷先生が先ほどご発言になった、6月とか7月の藻場調査、3月末ぐらいに引抜きが完了していれば、引抜きというか、遮水機能の解除工事が完了していれば、その3カ月ぐらいか、4カ月ぐらいか、その余裕があれば、影響は見られるというふうに判断してよろしいか。
- （委員）それは、確実なことは言えないが。
- （委員長）そうか。ただ、やる時期としては、それぐらいのところ。
- （委員）そうである。一応1%で要するに水は通っていくということであるから、時間から考えたら、十分期待はできると思う。3カ月ないし4カ月後ぐらいになる。
- （委員長）ええ、そうである。
- （委員）であるから、100%こうなるというのは、私も断言できないのだが、たぶん影響は、事前、事後という形の評価はできるのではないかと考えている。
- （委員長）分かった。またその状況を見ながらでもご判断いただいて、追加的な藻場調査が必要だというのであれば、またご指示いただければと思う。
- （委員）はい、分かった。
- （委員長）ほかにいかがか。中杉先生、どうぞ。

- （委員）遮水機能の解除をしたときに地下水の状況がどう変わるかというのは、県のほうも関心を持っているところで、地下水の検討会でもものすごく関心を持っているのだが、そのへんのところを合わせて、地下水のモニタリングというのも十分計画を、両方とも県が把握しておられる事項であるから、地下水検討会のほうにぜひ諮っていたいて、見直しをしていただければと思う。
- （委員長）遮水機能の解除前後でどう処分地内の変化が起きるのかということ、今、中杉先生のご発言は言われているのだろうと思うが、そのデータ把握のための測定については、地下水検討会のほうで検討していただくと。時期的には9月か10月か、そのあたりぐらいではやっていただかないと、遮水機能の解除工事の前の段階のところ、十分把握できないなんていうことになるのもまずいものであるから、少しそのへんの対応方、事務局ならびに座長の中杉先生にもお願いしておきたいと思う。よろしいか。
- （委員）はい。たぶん、頻度もどういうふうにするかということが少し絡んでくるかなと思う。どういう変化をするか、分からないから。検討したいと思う。そういう意味では、撤去の時期がどういうふうになるのか、その進捗に合わせて考えていかなければいけない。
- （委員長）いや、もう、大概12月からかかりそうだということで、ご判断いただけるか。
- （委員）どういうふうに動くかというのを、試しながらやっておられるということで、それも情報をいただきながら、随時こちらのほうを見直していきたいと思う。
- （委員長）はい、よろしく願います。
ほかにいかがか。それでは、マニュアルは、若干、字句の修正等があったが、それをさせていただき、また、撤去の時期については、12月をめどに開始していくということで、ご了承いただけるか。はい、異議がないようであるので、ご了承いただいたということで進めさせていただく。
それでは、続いて、議題の6番目、地下水における排水基準の到達・達成の確認に関する状況。どうぞ、事務局。

6. 排水基準の到達及び達成の確認に関する状況（報告） 【資料Ⅱ／6】

- （県）それでは、資料6である。先ほど来、ご承認をいただいた高度排水処理施設、それから簡易地下水処理施設の撤去、それから、遮水機能の解除の前提となる、地下水の

排水基準の到達及び達成の確認に関する状況である。第17回から第19回の地下水検討会で、一定の意見を付したうえで承認されたので、その状況をご報告したいと考えている。

2の到達及び達成の確認の状況に示しているとおおり、2ページの図に示すように、マニュアルに基づき9つの区域にまとめて到達及び達成を確認したという状況になっている。

2. 1、まず排水基準の到達の状況である。第17回で、6つの区域の到達が承認された。残りの3つの区域、HS-⑩周辺、HS-⑳周辺、これは上流である。それからD側線西側、いずれも局所的な汚染源を抱えている区域である。そちらの3区域については、局所的な汚染源対策を継続するとの委員会の意見を付したうえで到達が承認されている。

次に2. 2、達成の状況である。達成については、第18回で汚染が比較的低濃度であった②⑨⑳㉑の4区画で達成がまず確認され、第19回の地下水検討会では、残りの5区域について達成を事務局のほうから申請した。うちHS-⑩周辺、HS-⑳周辺、これは上流と下流の2つの区域である。それから、D側線西側の計4つの区域については、リバウンドが発生する可能性またはその懸念があることから、リバウンド対策について検討することとの意見を付したうえで達成の確認が承認されたところである。

2ページ、今後の予定だが、先ほどご説明をしたとおおり、高度排水処理施設、屋外の簡易地下水処理施設の運転を停止し、洗浄・解体撤去に着手したいと考えている。導水停止については、先ほど来、申し上げているように8月下旬を見込んでいる。

3ページには、一覧表にしている。排水基準の到達及び達成の確認状況の概要というところで、委員会での主な意見、それから、承認された際の付帯の意見について記載させていただいている。それ以降、実際の到達及び達成の申請書も添付しているので、後ほどご確認いただけたらと思う。

○（委員長）中杉先生、何かコメントはあるか。

○（委員）2つのグループというか、最後に残って第19回の委員会で達成を確認したというところだが、そこについては、到達の申請書というのは2-6の別紙という大きなものだが、1つの例として46ページ、一番後ろを見ていただくと、D測線の西側で、最後の結論的なところで書かれているのは、「従って、当該地下水汚染地点の内外の要因による濃度上昇のおそれは十分低く、今後も排水基準を安定的に満たすと想定される」というのは、県の見解で、こうだから申請をしたということである。

そこについては、HSが完全にきれいになっていないところをそのままにしていこう判断できるかということに関して、地下水検討会のほうで意見が出てきたので、マニュアルどおりでいくと、観測井の濃度は満たしているのも、まあ、マニュアルどおり

で言えば達成したと確認できるということだが、そうは言いながら、対策をやりながら測っているということと、HSがまだ十分にきれいになっていないことから、リバウンドの可能性がまったくないとは言えない。上昇のおそれは十分低く、今後も排水基準を安定的に満たすというふうには、単純には言い切れない。そうではないかもしれないということで、付帯意見を付けさせていただいている。万が一リバウンドがあった場合には、そのための準備を用意しておいてくださいよという形で、達成を確認したというところである。

このへんのところも、マニュアルと若干ずれを生じているところであるので、このフォローアップ委員会のほうでご審議をいただければと考えている。

- （委員長）よろしいか。少し私のほうから確認だが、まず、表1で見えていくと、基本的に承認の意見というところが載っている対策がリバウンドと書いてあるが、これは後でご質問するが、4箇所ある。4箇所に分けて書かれている。ところが、先ほど、改訂した1の資料の地下水検討会の対策のところは、3つしか入っていない。この関係はどうなっているのか。これは事務局に少し質問として聞いておく。それが1点。

それからもう1点が、添付されている別紙1と別紙2だが、これは申請書という名前になっているが、いろいろな会議を後から私たちが調べていくときに、会議に出された資料がそのまま承認されたのか、そうではないのかというのがなかなかはっきりしないときもある。これは、そういう意味では、さっきの付帯意見が付いた形で承認されているので、この表書きのところに、付帯意見がこれにはあるよということを記載しておいていただきたい。別紙1と2、それぞれについて。上書きにくっついている部分。

それからもう1点は、これは中杉先生に対する質問だが、先ほど少し例に挙げた表1のところ。ここの承認の意見というところで、リバウンド対策について検討することというふうになっているのだが、後の資料、少しまだ先走ってしまって恐縮だが、基本的対応のほうでは、まだHS対策が必要なところでは追加的対策を実施するのだという話になっていて、どうもこのリバウンド対策というのは、リバウンドが発生したときにそれに対する対策を打つということを別途記載されている話になっているわけで、少しこのところが、追加的対策なのか、リバウンド対策なのか、私からすると何か矛盾があるなというふうに思っているのだが、いかがか。

まず事務局のほうから。

- （県）表1のところ、付帯意見が示されたのは全部で4つの区域である。まず、上から言うと、HS-⑩。
- （委員長）いや、あまりそういう細かいことを聞いているのではなくて、4つなのが3つになっていて、どういう対応関係にあるかということだけ答えてくれればいい。

- （県）HS-⑩の影響を受ける区域が、上流と下流の2区域あるので。
- （委員長）これをまとめているということか。
- （県）HS-⑩の対策としては1つなのだが、これの影響を受ける区域が上流と下流で2つあると。それを1つずつカウントしたので、全部で4つの区域に付帯意見があるという形になっている。
- （委員長）そうすると、そのHS-⑩の下の観測井⑫と書いてあるところに書いてある内容は、HS-⑩として対応していく話ということになるか。
- （県）そうである。その左側の検討会の意見のところにもあるように、HS-⑩の影響を受けている可能性があるため留意する必要があるとなっている。
- （委員長）だから、そうすると、この承認の意見の書きっぷりが、少しそういうニュアンスで読み取れないので、それぞれごとにあるような印象があったのだが、実際にリバウンド対策として実施する内容としては、上の⑩と同じところに対しての対応になると、そういうことで理解しておけばいいか。
- （県）そういうことになる。
- （委員長）そういうふうに書いておいてもらったほうが分かりやすいような気がする。整合性が。
- （県）承知した。
- （委員）私のほうから、今の県の説明で、厳密に言うと、元はHS-⑩のところなのだが、現状問題として、やる対策は同じだが、下流側と上流側というのは必ずしも同じではないと考えている。やる対策自体は同じだと思う。
- （委員長）はい。だから、そういう書きっぷりにしておいていただいて。
- （委員）はい。それから、私がお答えしなければいけないか。
- （委員長）ええ、そうである。リバウンド対策のことについて。

○（委員）リバウンド対策なのか、浄化対策なのか。これは、排水基準到達・達成の確認のところでは書いている判断であるので、これについてはリバウンド対策。こちらは追加対策でやろうという話ではないのだと。環境基準の到達・達成であれば、追加浄化対策になる。実際は、かなり区別はつきにくいと思う。

○（委員長）ああ、そうか。

○（委員）はい。だから、論理的に言うと、これは排水基準が達成できるかどうかという話、達成できたと十分に確認できたかという話のところなので、ここについては、リバウンド対策を準備しなさいということ。

あちらのほうは、もっと、環境基準達成を進めるためにやろうという意味合いだという整理をして、こういうふうに分けてみた。

○（委員長）ああ、なるほど。分かった。そういう論理。

それからもう1つ、中杉先生、リバウンド現象の原因というのを、前に文章での確か問い合わせの回答の中で、中杉先生がお示しいただいたこともあるかなと思っていたのだが、1つは、リバウンドというのは、土壤に吸着されていたようなものが、先ほどの話ではないが、揚水をやったりなんかして、それが再溶出してくるような、そういう状態で排水基準を超えてしまうようなもの。それから、周辺の濃度の高い場所があって、それが移流してきて、それで基準値を超えるようなことも考えられるだろうと。それから、1番と似たような話になるのかもしれないが、化学処理なんかをやったときには、その処理を停止した後、pHの変化とかいろんなことによって、また濃度が上昇してくる可能性だってあると。そういう点はリバウンド現象が起こる原因だと理解をしているのだが、それでよろしいか。

○（委員）1つは、HSのところきれいに取れたかどうかという話だが、土壤にくっついているものは、地下水だけで見ていて、土壤のほうでなかなか見えない。そうすると、地下水ではきれいになっているが、例えば、薬剤が効かなくなってくると、また土壤から溶け出したものの濃度が高くなるという現象があるというのが1つである。

それともう1つは、揚水しながら、残念ながら、できるだけ汚染物質を除去しようということで、ぎりぎりまで浄化対策を進めている。その観点で対策をやめたら、濃度が上がってしまうということが起こり得るだろうと。

これは1つの例としては区域の⑬⑱⑳㉑。これは、第17回で到達を認めた。だけど、ここはその後、超えてしまった。まさにリバウンドが出てきてしまった。この地点については、1回、18回では到達の達成を確認できないとした。その間に県が浄化対策

をかなりハードにやって、濃度が下がった。その後、私が県のほうに指示して、そのハードな対策をやめなさいと。やめたうえで戻らないかどうかを確認しよう。確認したので、今度は達成ができた。

だから、そういう意味では、区域⑬⑱⑳㉑のグループは、まあ、そういう意味では一応確認できているのだが、ほかの4つの部分は、そういうことではなくて対策が動きながらやっているのだから、対策をやめるときになると、地下水の流れが少し変わったりして、戻ってしまうかもしれない。そういうことである。

○（委員長）はい、分かった。ほかにいかがか。

それでは、少しこの資料で、さっきの資料1との整合性を少しきちんと取っていただきたいと思っているので、この承認の意見と書かれているので、これは地下水検討会の各先生にご承諾いただいたのだと思うが、何か追記で、下のほうの表の下部に、この㉒の件については、記述するというように対応させていただくが、よろしいか。

○（委員）委員会としては、このへんのところについては、こういう結論だったというのを別に付けて出してはいる。であるから、それをここに書き込むという形で、それは構わない。

○（委員長）それを書き込んだのがこれではないのか。事務局、違うか。

○（県）承認の意見をそのままこちらのほうに記載したようになっている。

○（委員長）そうである。承認の意見をまた修正するというのは、少しどうかと思っていて。面倒な手続きになってしまうので。この表の下に、今、私が発言したような、㉒は㉑でやる対策と、もしリバウンドが起こったときには、対策は同じことになるというように記述にさせていただいて、資料1のほうの3地点というのは、そういう意味では、この真ん中のHS-㉑というのは、この両方を合わせて書いてあるということを記載させていただこうかと思っているのだが、よろしいか。

○（委員）はい。了解した。

○（委員長）それでは、それで対応させていただく。

それでは、続いて、また重要な案件であるが、議題の7番目で、地下水の環境基準の到達・達成の確認マニュアルである。どうぞ、事務局から説明してください。

7 「処分地全域での地下水における環境基準到達及び達成の確認マニュアル」の作成（審議）【資料Ⅱ／7】

○（県）それでは、資料7に基づき、環境基準の到達及び達成の確認マニュアルの作成についてご説明する。

フォローアップ委員会で定めた記載の基本的事項では、環境基準の到達及び達成の確認手法については、地下水検討会において案を策定し、フォローアップ委員会で承認を得ると定められており、第20回地下水検討会においてマニュアル案を整理し、今回、フォローアップ委員会で承認をいただこうとするものである。

マニュアル案の1ページをお開きいただきたいと思う。

まず、到達についてである。1ページの2.1に記載しているとおおり、基本的事項において、環境基準の到達とは、「排水基準達成の確認後、地下水検討会が、自然浄化により汚染物質の濃度が環境基準値を満たすと認めた場合」と定義されている。

次に、2.3. 環境基準の到達における地下水汚染地点については、排水基準の到達・達成の確認時と同様に、2ページの図1のとおり、31区画としたいと考えている。なお、地下水浄化対策をこれまで行ってきたが、処分地内の汚染物質の濃度は低減し、均質化の方向に進んでいると考えている。

2ページ、このことから、地下水計測点を平面的に分散して配置するため、図2にあるとおおり、青枠で示した90m四方の4つのエリアを設定し、地下水計測点を1地点ずつ選定して、図2の赤丸のとおりとした。具体的には、まず区画⑪、これはHS-⑫による汚染区画の代表地点であり、地下水の流れでいうと下流側にあたる地点。それから区画⑩、これはHS-⑩による汚染区画の上流側の代表地点である。それから区画31、これはHS-⑩による汚染範囲の下流側の代表地点で、かつ地下水の流れでいうと下流側の地点にあたる。それから最後にD測線西側、これはB+40, 2+30で、D西-1という名称を付けている。こちらはHS-D西による汚染区画の代表地点。この4つとした。

次に3ページ、(2)計測項目である。これは、排水基準の到達・達成と同じく、記載の5物質を計測項目とし、参考として塩化物イオン濃度も測定したいと考えている。到達の評価基準については、2.5の到達の承認申請の内容の1つ目の丸に記載のとおり、地下水の5物質の直近1回の計測値が環境基準を満たして、安定的に環境基準を満たすことを基準としたいと考えている。

次に4ページ、達成の確認である。こちらは基本的事項において、「環境基準に到達した後、地下水検討会が、汚染物質の濃度が環境基準値を満たしているを確認した場合をいい、達成の確認を、地下水浄化の達成あるいは完了と表現することもある」としている。

3.4(1)のとおり、地下水計測点は、到達と同じ4つの代表地点として、3.4の(2)の計測項目についても同じく5物質を対象とするほか、達成の確認を申請する際には、これ以外に全ての地下水環境基準項目も計測したいと考えている。

5 ページ、環境基準の達成の評価の基準だが、3. 5 及び 3. 6 に記載しているとおり、直近の計測日までの 1 年間にわたる計測値から算出した平均値が環境基準を満足していること、これにより確実に環境基準を満たすこととしている。

なお、最後に、到達・達成に係る 5 物質の計測頻度は、年 4 回としたいと考えている。

- (委員長) それでは、中杉先生、コメントをお願いします。

- (委員) これについては、基本的には、評価地点を少し絞ったというのは、基本的な考え方は、HS という高濃度の汚染がある、局所的な汚染があるところは濃度が高いということが今のところ見えているので、そのモニタリング井戸を選んだということである。空間的に、たまたまだが、まあ、きっちり全体をとるわけではないが、この濃度が、この観測井戸が測れば、たぶんいけるだろうと考えている。
その前提として、HS がどのぐらいまできれいになっているかという、そんなに長くはないだろうと思うが、そのへんのこともやはり見ていかなければいけないのだろうなど思っているが、そこをどうするかというのは、1 つの議論として出てくるかと思っている。
それから、もう 1 つは、参考として塩化物イオン濃度を測定するというのは、何のためだろうかというご疑問があるかと思うが、これについては、特に⑩や⑪のところは、潮汐の変動で 1 日のうちにどこで測るかによって濃度がかなり変動する可能性があるだろうと思っている。海水があまり入っているものをやれば、当然通ってしまうので、達成してしまうという判断になってしまうので、これについては、塩化物イオン濃度を指標として、潮汐の影響があまりないとき、どのぐらいにするかというのはこれから検討するが、そのときのデータをすることにして、測ってみて、塩化物イオン濃度が高いデータについては、再度測定するというべきではないかということで、こういうものを入れている。

- (委員長) 少し今の再測定の話だが、それは、海水が多量に混入している場合には別だが、そうでなければ、補正だとかということも可能か。

- (委員) 可能だと思うが。

- (委員長) だから、再測定と決めつけないで、ここには書いていないけども。

- (委員) 具体的には、塩化物イオン濃度をどういうふうにするかということである。

- (委員長) 測定して、補正、どういうふうにするのかというのは、また検討しないとい

けないが。

- （委員）補正するのか、測ってしまうのも、そんなにあまり問題はないと思うので。
- （委員長）それから、冒頭のところでは、4地点になぜ絞ったのか、それから、言われているのは、この最後の環境基準の達成の確認のところだと思うが、その4地点だけではなくて、全域についてどうだということを示してほしいというのが、住民会議の意見かなと思っているが、これ、基本的には、私の解釈だけど、ここの4地点で測れば、全域も十分クリアしているという認識で、私は考えていたのだが。
- （委員）一応、ここは現状で高いところだから。
- （委員長）そうである。
- （委員）それでいけるのだろうと思うが。安岐さんが言われるように、確認のために全地点測ってくれというのは、そこまで要望されると、今度は、観測井は撤去されているから、また改めて設けるという話になるから、そのへんのところは、それこそフォローアップ委員会で判断してくださいということで。
- （委員長）もう少し、最後の達成の確認というのは、少し時間がかかる話。これまで処分地全域、あそこの状態がどうだったかというのを2017年ぐらいに計測して、それで汚染地点を選定していったり、いろいろな作業をやったわけで、そのときには、それ以外の地点の濃度がどうだったかというのは分かっているわけで。だいぶ時間も経過したから、まあ、全域をやるというわけではないのかもしれないが、代表地点みたいなものを何地点かやっておく必要があるのかどうかとか、そういう検討は、少ししてもらっておいたほうがいいのかなど。時間がだいぶ経過したということも含めて。
- （委員）はい。ただ、そこは。
- （委員長）ただ、それを最後にやるとなると、最後にやった後、対策を打たなくてはいけないとなったら、もう手遅れ。放っておく以外、手がないという状態になってしまうので、何かもう少し前に、要するに、特措法の期限の前に、さっき遮水機能を解除したときにどうだというような議論をするためには、少し計測井戸を残した状態で調べていきたいという話だったが、その時点ぐらいで見通しがつけられるような状況、そういう検討はいかがなものか。

○（委員）はい。少なくとも、先ほど言ったように、リバウンドがあるかもしれないということの1つの理由は、対策もやっているということが1つある。海水が入ったときにどうなるか。その情報をやっぱり広く見ておきたいなと思っている。そういう意味では、県のほうにお願いして、できればデータを集めてほしいと。その結果を見て、そのへんの判断。まあ、ここでやれば大丈夫だということも、もう少し言えるのかなと。

○（委員長）分かった。

○（委員）今は動いている途中で測ったものだけしか得られていないので、ここでもう、ほかは分からない、情報がないというふうになると、まったく判断ができないということをお願いを。

○（委員長）分かった。じゃあ、そういう検討をしていただいて、冒頭のご意見に対しても答えをある程度準備できるというふうに理解していいか。

○（委員）はい。考えておく。

○（委員長）はい、分かった。ということで、いかがか。このマニュアルに関して、ご意見、ご質問等があれば、お願いしたいと思う。よろしいか。最後にまとめてご意見を頂戴するようにするので、取りあえず、ご了承いただいたということで、先に進めさせていただく。

それでは、続いて、議題の8番目、排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応ということで、どうぞ、事務局から説明を。

8. 排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応（審議）【資料Ⅱ／8】

○（県）それでは、資料8である。排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応について、第20回地下水検討会を経て、取りまとめたものである。

まず、1の用語の定義についてである。（1）リバウンドについては、排水基準の達成の確認から環境基準の到達までに実施した地下水計測において、汚染物質の濃度が、例えば、1つ目のポツ、同一の汚染物質が2回以上連続して排水基準を超える。それから、連続はしていないが、数次にわたって排水基準を超える。1回排水基準を超え、上昇傾向にあるような状態であって、地下水検討会がリバウンド現象と認定した場合を言う。

地下水計測とは、環境基準の到達・達成マニュアルにおける4地点の地下水計測点における計測結果を言う。

(2) のリバウンド対策とは、リバウンドが発生した地下水計測点における、揚水浄化、注水浄化、化学処理浄化、及びそれらを併用した地下水浄化対策を言う。

(3) の追加的浄化対策とは、排水基準達成後、環境基準の達成の促進のため、必要に応じて局所的な汚染源に対して実施する地下水浄化対策をいい、南山側雨水による浸透池等を活用した自然浄化の促進策も含める。

次に、2. 高度排水処理施設等の停止後の地下水浄化の基本的考え方だが、これはイメージを図1に示しているので、そちらをご覧ください。

まず、図1の緑色の部分だが、環境基準の到達・達成マニュアルに基づく地下水計測を継続し、条件を満たせば、地下水検討会に到達の承認を受け、その後、これも条件を満たせば、達成の確認を受ける。なお、右下に記載のように、到達から達成までは年平均を取るので、1年以上置くこととしている。

次に、青色で示した部分だが、環境基準の達成までの間、自然浄化対策を適用する。ただし、南山側雨水による浸透池等を用いた自然浄化促進策は、追加的浄化対策の一部として、その適用は整地の開始前までを原則とする。なお、その後も南山側雨水は本件処分地に自然流下し、自然浄化対策として活用する。

次に、茶色の部分になる。追加的浄化対策だが、後ほどご説明するのだが、必要に応じて揚水・注水浄化、化学処理、またそれらの併用策により浄化を図るが、原則として遅くとも整地の開始までには終了する。

次に、オレンジ色の部分である。リバウンド対策である。先ほどご説明したように、地下水検討会でリバウンドと認定された場合については、その指導・助言の下で対策を実施して、同検討会でリバウンドが解消されたと判定されれば対策を終了する。

3 ページ、3の(1)、追加的浄化対策の内容である。

まず①は、南山側の雨水を本件処分地に導き、浸透池等を活用した自然浄化促進策とする。整地の際に南山側の側溝を撤去するため、原則として整地開始までとしている。

②揚水浄化だが、揚水した地下水は浸透池から地下浸透、または貯留トレンチに貯留し、排水基準以下であることを確認したうえで放流する。

③注水浄化だが、貯留トレンチの貯留水や集水雨水等を活用する。

④化学処理浄化を適用する場合には、過硫酸ナトリウムによる。

(2) のリバウンド対策である。上記と同様の対策を適用するが、貯留トレンチを活用する対策については、整地の開始前までとしている。

4、追加的浄化対策の実施に関する考え方だが、整地開始前までの間、局所的な汚染源に対し、具体的には表1のとおり、HS-⑩については、浸透池、貯留トレンチ等を活用した揚水浄化、HS-⑪については、浸透池、貯留トレンチ等を活用した揚水・注水浄化、HS-D西については、化学処理、及び浸透池、貯留トレンチ等を活用した揚水・注水浄化を実施することとしている。

- （委員長）事前に添付メールで送られてきた資料の変更があったのだが、この文章等の変更はないのか。添付メールで送られてきたもののほうが、この紙ベースで配布された資料と合っていなかったということか。
- （県）そうである。紙ベースのものが最新のものだったのだが、メールのほうは少し古いものをお送りしていたので、再度送り直しをしたものである。
- （委員長）そうか。はい、分かった。それでは、中杉先生。
- （委員）さっきの会の報告の中で、一番問題になっているのが、図1を見ていただくと、追加的浄化対策は整地の開始までか、整地の終了までか、どちらなのかという話だが、そこまでに例えばHSがきれいになっているかどうかという話が1つある。そこは、もしそうになっていなかった場合は、そうなるように努力するといつて、そこで止めているのだが、そうでなかった場合どうするかということで、検討会の意見としては、そこは、いや、それでもやるべきだろうという意見が多かったのだが、県としては、そこはできないということで、そこについては、県と検討会の委員の意見が必ずしも一致しなかったので、今は県の意見をそのままフォローアップ委員会にかけて判断をいただこうということである。

そういうことで、地下水検討会が十分に機能していないということになるのかもしれないが、少しそのへんのところは難しい話なので、フォローアップ委員会のほうで、どうするかという判断をしていただければ、それに従って地下水の検討会でも方法を考えていこうというふうに思っている。
- （委員長）もう一度、3ページの下のほうに書かれている追加的対策だが、これは今も続けているような対策を引き続き実施していくということでもいいのか。
- （委員）ただ、高度排水処理施設がなくなるから、それを踏まえた形で、今のままで続けられるかどうか。
- （委員長）高度排水処理施設はないが、ここに書かれている揚水浄化とか、書いてあるから、それはやっていくというふうに理解していいのか。
- （委員）整地まではやるということで、これは県も理解をしてもらって。
- （委員長）そうである。

- （委員）はい。
- （委員長）それからもう1点、冒頭の、最初のほうの部分については、原則としてという言葉、どこだったか。事務局、何ページ目のどこに入れたのか。
- （県）2ページの⑥というところである。2ページの⑥の3行目。
- （委員長）それで「原則として」というのが入っている。
- （県）原則として、遅くとも整地の開始前。
- （委員長）だから、さっき中杉先生が言われた話は、基本的にこの「原則として」というのがここに入っていない段階のときに、議論になった話で。
- （委員）これで原則だから、そうでないこともあり得るのだという理解であるということであれば、それはそれで、委員会の意見と。
- （委員長）私はそれで理解した。であるから、整地開始までに終わっていない可能性もあると。そういう意味では、この整地というのが、それに対応した整地になるのだろうというふうに理解している。ある意味、正式な言い方ではないかもしれないが、暫定的な整地になるだろうと思っている。それは、リバウンド対策もこの間で実施していかななくてはいけないわけで、当然、引き渡すときの状態をにらみながらだが、それにびたっと合致した整地というわけではなくて、あるいは、若干の池が残っている、それを活用していく、貯留トレンチとして大きいものをそのまま残すということにならないかもしれないが、それに代替するようなものがある可能性があるって、ないわけではないというふうに理解しているが、そのつもりでよろしいか。
- （委員）はい。私どものほうも、例えば、整地といったときに、まっさらな、平らな土地にしてお返しするということであるが、住民会議のほうにもご協力いただいて、今、永田先生が言われたように、浸透池と呼ぶかどうか分からないが、一時、排水を貯留というか、管理していくようなところを提供いただければと、認めていただければというふうに考えている。
- （委員長）はい。少し、県のほうに確認しておくが、よろしいか、今の内容で。
- （県）まず、整地の開始までには終了というふうにしたのは、令和4年9月から整地を

行うのだが、その際に、浸透池とか貯留トレンチ、揚水・注水井、それから、化学処理用の井戸なども撤去する必要があるからということで、原則として遅くとも整地の開始までというふうにさせていただいたところである。

それから、整地について、その整地後も一定の何か浸透池的なものというお話だが、県が管理する必要があるので、必ずしも人が立ち入った場合に、危なくなるとか、そういったことがないようなことを考えていかないといけないのかなというふうには思っている。

○（委員長）前からも同様に、処分地の立ち入りに関する安全性の問題は考えていたわけだから、それは前から同じという気がするのだが。

とにかく、ある程度、整地というものに対する考え方を含めて、追加で対策が延長されるような事態になったら、整地で浸透池や貯留トレンチをやるというわけではないという認識は持っておいてもらいたい。よろしいか。

○（県）承知した。

○（委員）地下水検討会も、そういう判断でフォローアップ委員会がしていただけるならば、それに合わせた形で、整地開始した後に何かしなければいけないとなったら、どういう対応が必要かというところも、少し検討していきたいと思う。

○（委員長）ただ、ここに「原則として」という後に、遅くとも整地までには、今考えている対応であるということは理解しておいていただきたいのと、それから、それに対応するように、県には努力を最大限にしてもらわないと、そうならないという覚悟も決めておいてほしいなと思っているので、よろしいか、そういうことで。

あと、各先生からご意見あるか。

それから、追加的対策とHS対策の話で、冒頭に安岐さんのほうからあったご意見だが、私の理解では、この追加的浄化対策というのは、これまでやってきたことの延長線上にあるのかなと。先ほど中杉先生が言われたように、排水処理施設がなくなってくるから、それに合わせた形で対応していくということだが、ご要望のことは、ここにもう既にかかれていたという認識。あとでまたご意見を頂戴するが、中杉先生、何かあるか。

○（委員）これは、先ほど言ったように、高度排水処理施設がなくなるということを前提にどうするかということ、まだ具体的に細かく決めているわけではないので、それは早急に、9月の検討会で議論したいと思っている。

○（委員長）分かった。よろしいか。それでは、この件は終わりにさせていただいて、こ

れでご了承いただいたということになるかと思う。

次に、その他で9番目の事項がある。どうぞ説明を。そのうちの3については、私のほうから説明を切り出させていたで、それ以外のところをどうぞ。

9. その他

(1) 各種マニュアル等の見直し（審議）【資料Ⅱ／9－1】

○（県）それでは、資料9－1から説明させていただきたい。

各種マニュアル等の見直しについては、事業の進捗等に合わせて、各種マニュアル等の必要な見直しを行っており、今回は、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応」について、国や県の対応を記載している引用資料の改正があったことから、その該当箇所を見直すものである。

別添1の1ページになるが、そこに具体的に改正になった国・県の方針等の名称を載せており、具体的には別紙1から別紙4で記載させていただいている。

別紙1、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場における対応について、別紙3、催し物、イベント等の開催制限の段階的緩和の当面の方針について、別紙4、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応についてということで、こういったことの改正があったので、豊島事業についても、豊島事業の遂行にあたっては、こういった国・県の改正に則ってマニュアルを改正し、適切に事業を進めていきたいと考えている。

【9－1から9－4は一括して議論】

(2) 環境計測及び周辺環境モニタリングの結果（報告）【資料Ⅱ／9－2】

○（県）続いて、資料9－2、環境計測及び周辺環境モニタリングの結果についてご説明させていただく。

環境計測については、資料の2ページになるが、令和3年、今年の2月10日に調査を行った。地点は観測井A3、B5、F1西の3地点になる。

2の調査結果の概要のところに書いているが、一部で砒素やホウ素などが環境基準を満足していなかったが、基本的には、これまでの調査結果と比較して特段の差異は見られなかったということである。

続いて、資料の10ページになるが、北揚水井、高度排水処理施設の結果になる。調査日は2月4日、5月27日になる。北揚水井については、2月の化学的酸素要求量（COD）が31ということで、わずかに管理基準30を超過していたが、高度排水処理施設の処理水は、全ての項目で管理基準を満足していた。

続いて、15ページ、沈砂池になるが、6月10日に調査を行い、沈砂池1、沈砂池2とも全ての項目において環境基準を満足していた。

【9-1から9-4は一括して議論】

(4) 豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅰ期工事等に関する報告書の作成（報告）【資料Ⅱ／9-4】

- （県）次に、資料9-4になる。豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅰ期工事等に関する報告書の作成ということで、こちらについては、3月の第9回撤去検討会でも審議・了承をいただき、その後の3月のフォローアップ委員会でもその審議内容を報告させていただいたと思うが、第Ⅰ期工事の報告書が完成している。それを改めて報告させていただき、今回の第Ⅰ期工事等で得られた知見は極めて貴重で重要なものであることから、今後の第Ⅱ期工事にも活用していくこととしている。

【9-1から9-4は一括して議論】

- （委員長）今の最後のものは、なぜここで入れたかという、3月25日の午前、午後に分けて撤去とフォローアップ委員会を開いたのだが、フォローアップ委員会のほうでも報告はさせていただいた。その後、まとまった報告書は送付を4月にさせていただいたのだが、その内容についてというか、原案がどうまとまっているのかというような概要についてお知らせしておく必要があるかと思い、報告書自体、そのものはもう皆さんのお手元に渡っているかと思うが、この議事次第の中にその状況を残しておくということで、入れさせていただいた。

(3) 豊島廃棄物等処理事業報告書（仮称）の目次案の修正（審議）【資料Ⅱ／9-3】

- （委員長）それでは、残りのもう1つが報告書の目次案。こちらは、豊島廃棄物処理事業全体の報告書ということになる。ただ、これも、これまでのという状況が付くが、その報告書の目次案である。

最後のページに、資料9-3-②というのがくっついて、私の名前が入っているかと思う。豊島住民会議のほうからコメントをいただいている。ウェブ会議だったので、最終的なコメントをいただき、それも含めて修正を図っていくという話になったわけだが、少しその中で、共創の理念について触れられている箇所もあり、少し読み飛ばしはできないなという気持ちがあったので、入れさせていただいたものである。

共創というのは決して一方的なものではないということで、この報告書自体は、2ページ目の頭には書いているように、非常に多額の資金を使い、それから、香川県民や県議会の支援も受け、またそれ以外の地域の関係者の協力も得て、香川県が責任を持って実施した事業である。そういうことで、それをまとめるのは香川県の責任で対応していくものであって、そういう意味では、香川県側の視点で書かれるのかもしれないことではあるのだろうと思っている。豊島住民会議のほうでも、きっと報告書をまとめていただけるのだろうということを期待している。

それから、2番目では、調停条項の中に書かれた話だと思うが、それが載っている、どこに記載するのかということが明記すべきだと書かれている。当然の話として、それは記載する箇所が出てくるだろうと思う。報告書の素案を審議する段階で、それは検討させていただければと思う。

ただし、重要な点というのは、ここで指摘されているように、廃棄物の不法投棄が不適正処理で環境の破壊だとか、あるいは住民の健康や安全に対する懸念が起こっている。それを通じて周辺住民に多大の不安や苦痛や苦悩を与えたということである。この反省は、豊島問題の反省として極めて重要な点で、その点は、後世の人々にも伝えていかなければいけない。

従い、この第2編というところの話が出てきているが、第2編だけじゃなくて、こうした基礎的な認識というのは、全編にわたって貫かれていなければならないだろうと思っているところである。

それから、第5編で「関係住民との関わり合い」というのは用語としておかしいのではないか、「位置付け」がいいのではないかという話だが、これも、目次案の段階では、前もそうだったのだが、修正が相当程度、素案づくりのときに発生するだろう、そのときに考えさせていただくが、位置付けと関わり合いではだいぶ内容が異なってくると。

この書かれている内容というのは、淡々と事実関係が中心なのかなと思っているが、住民との間で協議会をつくったり、あるいは事務連絡会をつくったり、その内容はどんなことが検討されたのかということが書かれているということで、それはその次の章、第2章に、直島町の関係でも同じようなことが書かれている。

そういうことからすると、「関わり合い」という言葉が適切かどうか、「関係」ぐらいのほうがいいのかもかもしれないが、「位置付け」ではないなという気がする。位置付けについては、第1章のほうでまとめというのをつくって、その中で住民会議の位置付けはどうだったか、直島町の位置付けはどうなのかということを書きおく必要があると。あるいは、ほかの箇所でも、それは書くところが出てくるのかもしれないと思ったのだが、そう対応させていってもらえればと思っている。

それから、住民会議のほうで、要望として出てきた中に、地元関係者の挨拶の中に住民会議を入れ、それから、第6編のほうで、処理事業に対する思いで、弁護士に記載を入れていただくという話だが、実はこの話のベースになったときには、既に私は事前の資料のチェック、打ち合わせでこの話を聞いていた。それを入れた資料をつくって出すべきだと申し上げ、指導・助言という格好だったわけだが、その後、担当の方が了承を取らないと、そこには記載できないという判断をされたようで、これ以外にも、ほかの人のところにもお願いすることが書かれていたのだが、その人は、お願いしたら、もうその役職は降りているので、それに対しては、ここに記者としては載せてくれるなどというような話になったみたいである。そういうことも起こり得るので、そういう意味では、了承を得てから記載するというところで、豊島住民会議のほうに、ここに書いてある

ように2度にわたってお話をさせていただいた。

ところが、その回答が即答できないという回答が得られたので、まあ、基本的にこの目次案の中から除いたというのが、いきさつとしては、私は正式なところかなと聞いているし、判断しているわけである。

であるから、要望をいただいた内容は、もう既に県のほうでは考えていた内容の話であったということになるわけだが、ただ、先ほども話にあった共創的關係、共創の理念の実現という形からすると、どうも、この目次案の中で地元関係者とかいう名前に入れるのは、少し不適當だなという気がしたので、そこのところは大幅に変更させていただき、別紙1のように対応できればというふうに判断をいたしたわけである。ということで、こっちは事務局のほうから説明してもらおう。どうぞ。

- (県) 報告書の目次案の修正については、今、永田委員長にもご説明いただいたように、豊島住民会議のご意見等、また、公害等調整委員会からも、目次についてご意見をいただいているので、それも踏まえ、別紙1のとおり修正を行いたいと考えている。

具体的には、赤下線等でお示しさせていただいているように、はじめにの挨拶のところであるが、2番目以降、共創的関与者挨拶ということで、直島町と廃棄物対策豊島住民会議、それと、関係者挨拶ということで、環境大臣、公害等調整委員会委員長、豊島廃棄物処理協議会の高月会長、それと、あと地元関係者挨拶ということで、直島漁協、三菱マテリアル直島製錬所、こういったことで再構成をさせていただければと思っている。

それと、その下に先ほど永田委員長のほうからご説明があったように、ここで第1章に「これまでの豊島廃棄物等処理事業のまとめ」という新しい章を設け、1、豊島問題の経緯、2、豊島廃棄物等処理事業の概要、3、事業実施に当たっての基本的認識、4、事業遂行に当たっての基本的対応—「共創」の理念に基づく実施体制の構築—ということで、ここで先ほど委員長からご説明があったようなことを記載させていただければと思っている。

次に5ページ、先ほど住民会議さんのほうから意見もあった位置付けだが、第5編のところで、こちら「共創的関与者との関わり合い」ということで、豊島住民と直島町さんとの関わり合いを記載できればと思っている。

最後、6ページだが、こちら豊島住民会議さんのほうからご要望のあった、豊島弁護団の記載については、「豊島廃棄物等の処理を終えて」、第4章「処理事業に対する思い」というところに追加させていただいている。

【9-1から9-4は一括して議論】

- (委員長) 少し追加で申し上げておくが、実は、この前に説明した撤去のほうの検討会、第I期工事の分があるが、目次案のイメージがはっきり湧かないのだなということを

つくづく感じた。

実際は、素案をつかってそれを皆さんに見ていただくと、追加訂正とか、いろいろ入り、結局、撤去の報告書のほうでも、確か1年以上かかって最終の報告書が出来上がったということになるろうかと思う。そういう意味では、素案を見ていただいて、さらに修正がどんどん入っていくのだろうなということを目次案のほうも見ていただければありがたい。

素案の完成についてだが、先ほど、最初に議論いただいた第1番目の資料には、今年度末のこのフォローアップ委員会には素案をかけるという予定になっているので、これは事務局に頑張ってもらいたいということになるろうかと思う。

それから、「思い」に関していろいろな方をお願いをしなくてはいけないのだが、これは、先ほどの情勢からすると、素案の審議が全部終わってから、正式な依頼を出したほうがいいのか。依頼してすぐ書いていただいたのに、なかなかその報告書がまとまって出ないなんていう状態になってくると、原稿依頼を受けた方、少し違和感を覚えるのかなと思うので、そういうふうに対処していきたいと思っている。

それから、この際だから少し申し上げておくが、報告書の作成に合わせて関連資料、これまでいろいろな資料があったのだが、全てそれは我々の手元とか関係者には渡っているのだが、残す残し方としては、文書で県のほうに残っているという状況になっているが、いろんなところで参考にしてもらいたい、あるいは、この問題を研究する研究者も現れてくるのではないかなと思う。そういう人たちがその資料を見て整理をまたしていただく、考えていただくということがあるのかなと思うので、できれば電子化して公開資料としていくような方向性も対応していきたいと思っているが、これについてもご意見をいただければありがたいと思う。

以上がその他事項の点である。どこからでも結構であるので、ご意見、ご質問がある方、ご発言願えればと思う。どうぞ。

それから、もう1つお断りしなくてはいけない。高月先生には、さっきの目次案のところ、関係者挨拶の中で入れさせていただいたが、県からは了承を取り付けてある話だと思うが、よろしくお願ひしたいと思う。

ついでに高月先生、何かコメントはないか。

- (委員) 少し細かい話だが、地下水の浄化対策の中の、資料でいうと2-2だが、よろしいか。
- (委員長) どうぞ続けて。
- (委員) 資料2-2の中の、今日議論いただいたのは、主として北海岸の今まで苦労されてきた地下水の浄化のところだが、それ以外の箇所について少し質問させていただ

きたい。

資料2-2の表1の最後のところにA3、B5、F1という地点があるのだが、これは、地下水検討会の対象外の場所だろうと思うのだが、ここの浄化に対しては、まだ完全に浄化ができていない状況だということを聞いているのだが、そのへんの対応について、どうされるのかというのが1つ質問である。

○（委員長）地下水検討会の対象外というのではなくて、排水基準の到達・達成マニュアル、それから、環境基準の到達・達成マニュアルの対象からは除いているというだけの話か。

○（委員）はい。

○（委員長）これについても検討していただいているわけで、まず、少し事務局から状況を説明していただけるか。

○（県）A3、B5、F1についての状況をご説明させていただく。A3については、今のところ、環境基準の数値という形で、化学処理の効果等が見られたという状況になっている。しかしながら、B5については、まだ今も揚水浄化等を行っているが、やはり揚水してもすぐに排水基準の超過が見られるということで、処理施設の停止までは揚水浄化を継続するが、その後、モニタリングだけは継続して続けていこうとしている。

F1については、長期的に低下傾向が見られており、先日も1回は排水基準に到達したというときがあった。その排水基準ぎりぎりのところを上がったたり下がったりしている状況であるので、その低下傾向を見て、モニタリングを終了しているという状況になっている。

○（委員長）基本的に計測がどうのこうのという話を高月先生はご質問されているのではなくて、これの取り扱いをどうするのかと。排水基準外にした、環境基準外にしたということになっているわけだが、その後の取り扱いをどうするのかと。A3については、確か、もう計測もやらないと。対策上の。そういうことに決まっているのではないか。

○（県）そうになっている。

○（委員長）そういう点も含めて、今、おっしゃった3地点については、どういうふうを考えていくのかということ、次回の地下水検討会で検討してもらわなくてはいけないと思う。そのご指摘をいただいている。

- (県) 承知した。次回の地下水検討会で検討していただくようにするが、現在のところ、B5でモニタリングを継続していくという対応で取っていきたいと思っている。

- (委員長) 中杉先生、どうぞ。

- (委員) ぜひ、そこもきれいにしていただかないといけないと思っている。

- (委員長) 分かった。

- (委員) どこもきれいにするのだが、きれいにする手段がないだろうと今、考えている。
そういう意味では、どうするのかというのは。取りあえず、遮水壁を解除するという観点、排水基準が到達うんぬんの議論のところでは、ここは影響がないだろうということで、取りあえず今置いてある。具体的にどうするのかというのは、またフォローアップ委員会でご相談してどうするかということを考えたいと思っている。非常に難しい問題だと思う。

- (委員長) はい、では次回に。
それで、A3はもう片付いているという認識である。私の中では。ところが、B5はまだで、それから、F1西というのは、遮水機能を解除したことに伴って、その出口のところに相当するわけであるから、それによってどう変化が出てくるのかということを見極めながら対応していかなければいけないのだろうと認識している。少しそういう点を含めて、その3点については、どういうふうに考えていくのかというのは議論していただけるか。

- (委員) はい、議論はする。

- (委員長) よろしいか。

- (委員) もう1点、今度は2-8の資料に関して、先ほど少し説明があった、整地をして、そこまでにいろいろな対策を打つという話があったのだが、この整地という議論は、これもやはりフォローアップ委員会の所掌範囲に入ってくるか。

- (委員長) はい。もちろん入ってくるし、それからその前に、撤去検討会の所掌事項でもある。

- (委員) はい。実は、なぜそんな質問をしたかということ、私は協議会の取りまとめもや

っているので、住民会議の方々の意見も聞かないといけないのだが、その場合は、整地という状態をどのように住民会議のほうで捉えておられるかというのも、少し議論していきたいと思うので、その関係で質問させていただいた次第である。ひとつよろしくお願ひしたいと思う。

○（委員長）はい、分かった。

それでは、その他とこれまでの議論で言い残したこと、あるいはご指摘いただきたいことがあれば、ご発言願えればと思うので、どうぞ。

○（県）公調委の田中さんが挙手されている。

○（委員長）田中さんは後でまた話を聞くので、待っていてください。委員の方、よろしいか。

それでは、以上で本日予定していた報告事項、審議事項については終わりにさせていただきます。

それでは、最後にまた傍聴人の方から意見を頂戴したいと思う。まず、豊島住民代表者の方、どうぞ。

VI 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

○（豊島住民会議）3点ある。

まず、資料5の別紙2、遮水機能の解除工事マニュアルの2ページ、図が施工手順と書いてあるところで1点質問したい。

事前準備でアスファルト舗装を撤去して、あと、トレンチドレーンの撤去・埋戻しというところで、バラスを撤去して、土で埋戻すということをしたうえで、引抜きを開始されるわけだが、できれば、順調にいけば本年12月から来年の3月末までで工事が完了するという説明だったが、その事前準備を12月に開始してというので間に合うというふうに考えておられるのかどうかと。結構、トレンチドレーンの撤去や埋戻しには結構時間がかかるのではないかと思っているので。

それと、そのときに、土堰堤を掘削される、図2の事前準備のイメージというところ、あるいは、場合によっては施工時、図4でさらに深く掘削したりするときに、土堰堤の強度はどうかというのが1点、ご質問したいことである。

そして資料7の処分地の環境基準の到達・達成の確認マニュアルの中で、3ページ、計測期間という形で書かれているのだが、口頭では、計測の頻度を年4回すると言われたのだが、マニュアルにちゃんと計測項目、計測期間、計測間隔か、時期というふうな

ことで、きちんと4回というのを記入する必要があるのではないかというのが2点目である。

あと、3点目が資料8の2ページの、ずっと議論になっていた図1のイメージ図の話だが、冒頭も質問したが、中杉先生からの回答というか、説明等を考えると、その追加的浄化対策というところは、あくまでも高度排水処理施設等の停止後に行うことというお話なので、それまで期間が短い、現状のHS対策は続けるというふうに記入してもらおうと、現在やっている対策の内容も分かり、それが追加的浄化対策につながっていくというようなことで説明がつくのではないかと思うので、そういうふうにしてもらったらどうだろうというのが提案だが。

○(委員長) 分かった。まず、資料5の遮水機能の解除工事だが、事務局から答えてもらって、あと松島さんから、また何かあったら。

まず、事前準備も含めて、さっき言ったような工程を考えていらっしゃると。どうか。

○(県) この資料5のところでもご質問があったかと思うが、12月から始めて、そのところは言葉足らずかもしれないが、この事前準備も含めたような形でそこから始めて、3月までで終わる。順調にいけばだが、終わるようなスケジュール感を持っている。

○(委員長) 分かった。あと、土堰堤の強度、崩したりなんかしてしまうということで、それについては、どうか。

○(県) 土堰堤については、そのイメージ図にあったように、ある程度掘削をする。最終的にどの形状に戻すかという点については、整地と併せて検討したいと考えているので。

○(委員長) その間の土堰堤の強度的な問題は、検討しないのか。

○(委員) できたら、堰堤の海側が滑ったりしない、円弧滑りを考えて、その領域までは掘削しないというふうに考えていけば安定すると思うので、そう考えてほしいと思っている。

○(委員長) ああ、そうか。少しそのへんのところは資料にして。

○(委員) はい。文書にして。

○(委員長) 今度、実施計画とか、基本計画とか、基本計画が先だが、そういうところで

触れていただけるか。

- （委員）分かった。少し。
- （委員長）そうすれば、はっきりすると思うので。
- （委員）では、事務局と相談して、そのへんのことについては、技術的などところについてはお話ししたいと思う。
- （委員長）それと、基本計画の中に書き込むような方向で考えさせていただくということ。
- （委員）分かった。そうする。
- （委員長）はい、分かった。それから、もう1つが環境基準の到達・達成マニュアルで、計測頻度が年4回、私も一生懸命探して、どこに書いてあるのだろうと思って見たが、確かにそれは書いていない。さっきの春夏秋冬の話も含めてなのかもしれないが、どう考えるか。中杉先生、どうか。
- （委員）基本的には、年4回、地下水は変動があるからということで測るのだが、それを一応踏襲して入れている。
- （委員長）えっ、入れているのか。
- （委員）どこかに入っていると思う。
- （県）マニュアル上には記載をしていなかった。ただ、地下水検討会の資料で、この前の考え方を付けており、そこには記載があったのだが。
- （委員長）いや、やっぱりここに入れるべきなのでは。規定として。
- （県）それは、記載させていただきたいと思う。計測頻度。
- （委員長）いいか。で、時期は、春夏秋冬になるのか。中杉先生。
- （委員）年4回、等間隔でやると。ただ、さっき言ったみたいに、塩分濃度がどうの、

塩化物イオン濃度がどうのこうのという話はもちろんあるが。それともう1つは、全体の流れで、遮水機能を解除した後、それから、対策を止めた後、どうなるかということをし見たいということがある。

- (委員長) それは、でも、このマニュアルの話じゃないから。
- (委員) いや、そこでそのへんを、また。
- (委員長) いや、マニュアルの中に記載すべき話ではないでしょう。そうではなくて。
- (委員) いやいや、取りあえず、ここはそういうふうに書いている。
- (委員長) 少しはっきりさせよう。マニュアルに記載すべき事項と、検討すべき事項というのは、また話が別。これは、どういう形で申請をするべきか、どういう形で確認すべきかというルールを書かれている。主体に。
- (委員) はい。ルールを、取りあえず今の段階のルールは、じゃあ、そうしておくということである。
- (委員長) はい。
- (委員) さっき言ったようなことを踏まえて、修正があり得るだろうと。それから、長いことの監視になってくるので、だいたい分かれば、もう少し頻度を減らすということもあり得るだろうと。
- (委員長) 分かった。
- (委員) それから、最後のあれで、中地さんが言われたHS対策がどこまでやるかという話だが、これは、私の解釈は、HS対策は最後の、先ほどの整地の話の後もあり得るのだろうというふうに考えている。
- (委員長) であるから、HS対策は、排水処理施設の撤去によって、対応が若干は変わってくるかもしれないけど、追加的対策としてはずっと、その前から行っている部分の延長でやられているのだということでもいいわけか。
- (委員) そういうことである。方法が少し変わる。

- （委員長）中地さん、どうか。
- （豊島住民会議）そしたら、そういうふうで文書で。
- （委員長）いや、文書でそういうふうで表現されている。
- （豊島住民会議）分かった。
- （委員長）ということで、それでは、田中さん、どうぞ。

<公害等調整委員会>

- （公害等調整委員会）先ほど発言を求めたのは、報告書案、当委員会の考えを取り込んでいただき感謝する。私どものほうとしても、この案で、内部で話をするので、最終的な回答はもう少しお待ちいただければと思う。
- （委員長）分かった。それでは、住民会議のほう、いいか、中地さんだけで。あとほかにはないか。
- （豊島住民会議）ない。

Ⅶ 閉会

- （委員長）それでは、長時間にわたり、いろいろご意見頂戴し、ありがとうございます。また、次回もよろしく願います。それから、地下水検討会も協議内容がたくさん出て、委員会の開催もどんどん増えていくのかもしれないが、よろしく対応のほどお願い申し上げます。
それでは、以上で終わりにさせていただきます。

